

大規模災害時における支援協力に関する協定

鶴 岡 市
出 羽 商 工 会

災害時における支援協力に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、出羽商工会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が鶴岡市内櫛引・朝日地区に発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う災害対策活動に乙が支援協力をすることにより、鶴岡市内櫛引・朝日地区における被害の拡大防止することを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が行なう支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、現有の人員及び施設で対応できる支援協力で、甲から特に要請のあった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話等により乙に支援協力を要請する。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所及び経路
- (4) 前3号に掲げるもののほか、支援協力に必要な事項

（支援の実施）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、支援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の支援要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- (1) 支援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- (2) 支援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- (3) 支援活動に使用した建設機械、車両等の数量及び使用時間
- (4) その他支援活動の報告に必要な事項

（経費の負担）

第6条 支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。

2 乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制等を把握し、甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、支援協力を円滑に行うため、あらかじめそれぞれ連絡責任者を指名しておくものとする。この場合において、乙の連絡責任者は担当区域毎に置くものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(支援活動応援要請)

第10条 乙が行う支援協力活動において、人員、機器資材の不足等により対応に支障が生じた場合については、山形県建設業協会鶴岡支部に応援を求めるものとする。

(疑義)

第11条 この協定に定めない事項が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各1通を保有する。

平成27年4月23日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

鶴岡市長

乙 出羽商工会

会長

小野木 覚